

## 第5章



## 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

# 1 3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について

第4章では、子ども・若者及び子育て支援に関する施策を市総合計画第2期実施計画と整合性を図りながら、効果的・効率的に推進するため、3つの施策の方向性、9つの施策に基づき、福祉・教育・保健・雇用等、多分野にわたる具体的な事業や計画期間中の主な取組を位置づけました。

本章では、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を持つ子ども・若者」の3つの社会的な課題をそれぞれの角度から横断的に捉え、各課題ごとの対応について、施策の方向性や推進項目を示すことにより、第4章と合わせて施策を総合的に推進します。

## 課題1 子どもの貧困

「子どもの貧困」は、経済的困窮のみならず、疾病や障害、これまでの成育歴など、保護者や子ども・若者自身の様々な課題が複合的に絡み合っている生活の困窮です。このような、子ども・若者が経験した様々な生活の課題は、必要な支援がなされない場合、貧困が連鎖していくことが懸念されます。そのような中で本市では、市内の子ども・若者の生活実態等を調査し、子ども・若者の貧困の実態を分析し、「子どもの貧困対策の基本的な考え方」をまとめました。第5章の2においては、「子どもの貧困対策の基本的な考え方」に基づき展開する施策について取組を示します。

## 課題2 児童虐待

「児童虐待」は、保護者から虐待を受けることで、子ども・若者の成長・発達において負の側面で大きな影響を及ぼすものであり、場合によっては、子ども・若者の命をも奪われてしまう、重大な人権侵害です。本市では、平成24（2012）年に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定され、その後、平成25（2013）年に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を、平成26（2014）年には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、取組を推進してきましたが、第5章の3においては、この基本方針、事業推進計画を継承する施策について取組を示します。

## 課題3 困難な課題を持つ子ども・若者

平成27（2015）年に、川崎区が多摩川河川敷において、市内の中学1年生が亡くなる痛ましい事件が発生しました。困窮した生活環境で過ごしてきた困難な課題を持つ子ども・若者が、思春期から青年期を迎えるにあたり、家庭や学校、地域などに居場所がなく孤立することで、社会的自立の機会を奪われるだけでなく、子ども・若者自身が犯罪に巻き込まれ、または犯罪に陥り、被害者にも加害者にもなるリスクを増加させています。本市では事件を受け、「中学生死亡事件に係る庁内検討会議報告書」をまとめるとともに、平成28（2016）年に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」の中では、「重点アクションプラン」として事件の再発防止策を位置づけ、取組を推進してきましたが、第5章の4においては、「重点アクションプラン」を継承する施策について取組を示します。

3つの課題は、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となるだけでなく、最悪の場合では、未来を担う子ども・若者の「いのち」をも奪われかねない重い課題です。

本計画の基本理念である「未来を担う子ども・若者が健やかに育ち成長できるまち・かわさき」の実現に向けて、すべての子ども・若者が、生まれ育った環境に左右されることなく、成長・自立していくことができる社会環境の整備に向けた取組を進めるとともに、子ども・若者が安全・安心して暮らせるまちづくりの推進に向けて、個々の家庭の多様な問題に向き合い、支援が必要な子ども・若者に対して適切な支援が届くよう、地域環境の整備、公的な支援機関のアウトリーチの仕組みや連携体制の強化など、関係局区の連携のもとに各々の施策を総合的に進めていきます。

## 2 子どもの貧困対策の推進

### （1）「川崎市子ども・若者生活調査」の実施

本市の子ども・若者及び家庭の生活実態や抱えている課題等を把握し、「子どもの貧困」に関する対策を総合的に推進していくことを目的として、平成 29（2017）年1月から3月に「川崎市子ども・若者生活調査」を実施しました。この調査では、市民を対象としたアンケート調査と併せ、市内の相談機関・支援機関、施設等の支援者を対象としたヒアリング調査を実施し、その分析結果について取りまとめを行い、8月に「川崎市子ども・若者生活調査分析結果報告書」を公表しました。

また、この分析結果を踏まえて、11月に「子どもの貧困対策の基本的な考え方」を取りまとめました。

### （2）「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果のまとめ

#### 《「子どもの貧困」の問題を捉えるにあたり必要な視点》

#### I 経済的な問題に様々な要因が関連しながら生じている問題

- ◆ アンケート調査からは、所得水準が相対的に低い世帯において、「未治療の虫歯がある」「孤食が多い」「学校での学習が理解できていない」「進学への断念・中退の経験がある、または、今後その可能性がある」などの状況が把握され、所得水準が相対的に低いことが、子ども・若者の基本的な生活習慣、学び・学習、進学・自立に一定の影響を及ぼすことが推察されました。
- ◆ ヒアリング調査からは、経済的な問題に合わせて、保護者の生活管理や子どもの養育に関する課題、複雑な成育歴（虐待・DV含む）や多様な疾病、障害などから、援助希求行動の欠如のほか、地域から孤立するなどの周囲との関係の希薄化、本来であれば保護者から与えられる自立するために必要な力（意欲ややりぬく力等）が適切になされないなどの課題があることが把握されました。子ども・若者に関しても、生活習慣や社会性の形成に関する課題のほか、愛着関係に関する課題や、家庭にも学校にも居場所がないという状況、良質なロールモデルが身近に存在しないという課題など、「子どもの貧困」の多様な側面と複雑な問題性がうかがえました。

#### II 個人の意思や努力等によらないところで生じている問題

- ◆ 子ども・若者の側面から考察すると、養育能力に課題を有する保護者に育てられるなど、家庭環境によって幼少期の時点で、すでに様々な面で差が生じていたり、制約を受けていたりするなどの状況がうかがえました。これらの状況によって、「子どもが身近にロールモデルを得られないなど、将来の自立に向けて明確な目標を持つことができないため将来安定した就労に結びつくことができず、結果として経済的に困窮してしまう」というような、「貧困」に陥るリスクを高めていることが推察されます。また、幼少期に愛着関係や基本的信頼感を獲得できなかった場合は、

援助希求行動ができない、学童期に学習習慣や基礎学力の形成ができなかった場合は、自己肯定感が育まれず、将来展望がうまく持てないなどの状況に陥ることが推察されます。

- ◆ 保護者の側面から考察すると、保護者自身も子どものときに貧困による制約を受けていた場合や、保護者自身の親の養育能力、疾病や障害等を抱えている、配偶者に課題があるなど、本人の意思や努力等によらない様々な要因の結果として、「貧困」に陥ってしまったということが少なくないと考えられます。

#### 【視点】

「子どもの貧困」の問題については、経済的な問題が大きな要因の一つとなっていますが、必ずしも、経済的な状況のみが課題というわけではありません。

子ども・若者が社会的に自立していくために必要な主な力として、「経済力」「学力」「非認知能力（意欲・自制心・やりぬく力・社会性）」の3つが挙げられ、これらは、子どもが生まれてから大人として社会に出るまでの間、継続的に獲得していくものです。

例えば、保護者が養育力に課題がある等により、子ども・若者のロールモデルになりにくい状況では、子ども・若者が自立していくための3つの力を育む環境として、家庭が機能していないことも考えられます。また、保護者自身も、これまでの成育歴の中でこれらの力を育まれてこなかった可能性もあります。そのため、自立に必要な力を、保護者が子ども・若者に伝承していく「社会的相続」が適切になされず、「貧困の連鎖」が生じていくことが懸念されます。

貧困の課題を抱える子ども・若者が、将来、自立の力を備えた大人として成長するための支援を進めていくうえで、「子どもの貧困」の課題については、経済的な困窮という事実のほか、様々な要因が関連して生じているという捉え方が重要です。

また、子ども・若者や保護者の個々人の力では容易に脱出できない状況にあることも多いため、自立の力を育む養育を家庭のみが担うことには限界があり、貧困の連鎖を防止するためには、家庭・地域・行政それぞれが役割を持つことを認識し、一体となって総合的・多面的に支援を行っていくという考え方が重要です。

## ◀ 「子どもの貧困」に関わる対応策を検討するにあたり必要な視点 ▶

### I 子ども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援

- ◆ 調査の分析結果から、子ども・若者の成長の段階別に発達における様々な課題が生じていることが明らかになりました。こうした課題は、段階に応じて課題が解決されることなく、次の段階に入った場合、その後の子ども・若者の成長にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。
- ◆ 例えば、乳幼児期に愛着関係の形成や基本的信頼感の醸成、非認知能力の習得、生活習慣の確立等ができなかった子どもは、学齢期においてもその課題を継続的に抱えることになることが推察されます。さらに、そのことによって学齢期に習得することが望まれる学習習慣や基礎的な学力の形成に課題が生じるとともに、乳幼児期・学齢期において習得すべき能力の形成ができなかった場合には、青年期に将来展望の形成や就労面で課題が生じることが想定されます。

### II 既存制度・施策の底上げとアウトリーチの考え方による支援

- ◆ これまでも、本市においては、教育・福祉・保健・医療・雇用などの様々な幅広い分野で、子ども・若者の成長・自立に向けた制度・施策を進めてきました。
  - (教育) 学校教育 等
  - (福祉) 生活保護制度・ひとり親家庭支援施策・保育所・社会的養護 等
  - (保健) 母子保健・思春期保健 等
  - (医療) 小児医療費助成制度 等
  - (雇用) かわさき若者サポートステーション 等
- ◆ しかし、ヒアリング調査で、援助希求行動が欠如している人には、必要とされる支援が十分に届いていないということが把握されました。

#### 【視点】

「子どもの貧困」に関する対応策においては、子ども・若者の成長の過程のいずれの段階においても、漏れのない、また、切れ目のない、教育・福祉・保健・医療・雇用などの分野が連動した重層的な支援を行っていくことが重要と考えられます。

さらに、どの時期にどのような能力を獲得すべきなのか、子ども・若者の成長の過程で踏むべき段階について考慮しながら、支援をしていく視点が重要となります。また、その能力は保育・幼児教育や学校教育のように、子ども・若者の成長を支える社会基盤の中で獲得しうるものなのか、「社会的相続」として保護者から引き継がれるものなのか、そして、「社会的相続」が適切になされていない子ども・若者に対しては、どのように支援をしていけばいいのかといった、能力獲得を促進する環境や方法等についての視点も重要です。

また、自らSOSを発信できない家庭等に対しても、確実に必要な支援が届くように、アウト

リーチによる取組を広げ、地道で粘り強い相談支援により関係性を構築し、孤立を防止し、社会への信頼と希望が持てるようにすることが必要であるとともに、「子どもの貧困」の課題について、総合的に取組を推進していくなかで、課題解決に資する既存の制度・施策の中でも「社会的相続」を補完し、子ども・若者の自立する力を育む視点をもって、支援を充実し、底上げを図ることが必要です。

### （3）子どもの貧困対策の基本的な考え方と方向性

子ども・若者が健やかに成長していくためには、生まれてから大人になるまでの間に、基本的な生活習慣や学習習慣、基礎学力、自己肯定感、意欲、やりぬく力、社会性など、成長の段階に応じて、社会的に自立していくための能力（認知能力・非認知能力）を身に付けていく必要があります。

こうした発達の段階別に習得する能力について、前段階で習得されることなく、次の成長段階に入った場合には、前段階の課題が、その後の子ども・若者の成長に大きな影響を及ぼすものと考えられます。



このため、子どもの貧困対策においては、子ども・若者の成長過程のいずれの段階においても、教育・福祉・保健・医療・雇用などの分野が、漏れのない、また、切れ目のない連携した重層的な支援を行っていくことが重要と考えます。

さらに、どの段階でどのような能力を獲得すべきなのか、個々の子ども・若者の成長速度を考慮しながら、支援していく視点が重要となります。また、その能力は保育・幼児教育や学校教育のように、子ども・若者の成長を支える社会基盤の中で獲得しうるものなのか、保護者の養育の中から引き継が

れるものなのか（社会的相続）、そして、保護者の養育が足りない子ども・若者に対して、どのような支援を行っていくのかといった視点も重要になります。

こうした点を踏まえ、幅広い分野にまたがる子どもの貧困対策については、すべての子ども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくために、経済的な問題のみならず、個々の多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が重要であり、次の4つの基本的な考え方と施策推進の方向性に基づき、必要な施策を総合的に推進していきます。



## 【「子どもの貧困」に関わる課題1】

**経済的な問題に加えて、様々な生活課題が、生活困窮の要因となっている。**

## 《基本的な考え方Ⅰ》

**生活困窮の要因となる多様な課題に目を向ける。**

義務教育をはじめとする基盤制度によって、子ども・若者の成長が支えられていますが、それでも生活・成長に困難な状況を抱える子ども・若者がいます。その原因として、世帯の経済的な問題、保護者の疾病や障害、養育力など家庭や保護者が抱える問題、そして、基本的な生活習慣や学習習慣の欠如、意欲や自己肯定感の欠如など、子ども・若者自身が抱える多様な問題があります。そのような状況に置かれた子ども・若者には、その困難な状況に対応する個別の支援が必要です。

## 〔施策の方向性1〕

**生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実**

子ども・若者の生活支援・学習支援のほか、保護者の生活支援・就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を推進します。

## 【「子どもの貧困」に関わる課題2】

**「居場所」がないことで、支援が必要な子ども・若者が孤立してしまう。**

## 《基本的な考え方Ⅱ》

**地域全体で子ども・若者を見守る環境が必要である。**

生活に困難を抱える子ども・若者のなかには、家庭や学校に「居場所」がないことが懸念されます。子ども・若者が健やかに成長していくためには、様々な「人」と関わりを持ちながら、様々な機会や体験を通して、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信・自己肯定感の醸成など、将来への夢や希望を育むことが重要です。本来その多くは、保護者から子へ「社会的相続」として引き継がれていくものになりますが、「貧困」の状況にある家庭においては、適切な相続がなされず補完が必要な場合があります。そのためにも、家庭や学校が、安心できる「居場所」になるよう様々な支援を行っていくことも重要になりますが、あわせて地域においても、子ども・若者が安心して集える「居場所」の提供に向けた取組を進めていくことが重要であり、その形成のためには、地域住民の見守りや支えが必要になります。

## 〔施策の方向性2〕

**地域における支え合いのしくみづくり**

ボランティア団体や地域住民などへの働きかけや活動しやすい環境の整備を通じて、地域における支え合いの仕組みを構築するとともに、こども文化センターにおける市民活動の拠点としての機能、地域子育て支援センターや保育所の園庭開放などの子ども・子育て支援を通じて、子ども同士、保護者同士のネットワークやコミュニティの形成に向けた支援を行います。

【「子どもの貧困」に関わる課題3】

**援助希求（SOS）が発信できない子ども・若者及び家庭を支援に繋げる必要がある。**

《基本的な考え方Ⅲ》

**支援が必要な子ども・若者及び家庭の援助希求を受けとめる。**

地域にいる生活に課題のある子ども・若者等は、公的な支援制度、施策・事業の中で、専門性のある適切な支援を受ける必要があります。しかしながら、その多くが援助希求行動を起こせていないため、支援制度、施策・事業に繋げていくためにも、地域での見守りのほか、公的な相談機関・支援機関の専門性の強化、支援の充実と、関係機関相互の横の繋がり、連携の強化が必要です。

〔施策の方向性3〕

**相談機関等による支援の充実と連携の強化**

個々の状況に応じた適切な援助を行うために、相談機関・支援機関による支援の充実と相互の連携を強化します。

【「子どもの貧困」に関わる課題4】

**生活の困窮や「貧困の連鎖」の防止に向けた予防的視点が必要である。**

《基本的な考え方Ⅳ》

**「子どもの貧困」に資する取組の推進に向けて、既存制度を底上げする。**

すべての子を持つ家庭を対象とした「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」は、子ども・若者の成長を支える基盤制度ですが、生活が困窮している子ども・若者や家庭に特化した制度ではありません。しかし、予防的な視点から、「子どもの貧困」に資する取組として、大きな役割を担うことが期待されます。

また、困難な状況を抱える子ども・若者とその家庭を発見し、専門的な支援に繋ぐことができる基盤でもあります。

〔施策の方向性4〕

**子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実**

母子保健、保育・幼児教育、学校教育というすべての子ども・若者の成長を支える制度・施策について「子どもの貧困」の予防的視点を持って底上げを図り、取組を推進します。

## （4）子どもの貧困対策に関わる施策と取組の推進

「子どもの貧困」に関わる課題は、個々の子ども・若者や保護者、家庭の状況によって、多様化かつ複雑化しています。「子どもの貧困」に関わる対応策は、何か一つを実施すればよいという「特効薬」が存在せず、教育・福祉・保健・医療・雇用などの幅広い分野の制度、施策・事業の連携・強化を図りながら取組を進めていくことが重要であると考えます。

そのため、本市においては、（3）に記載した子どもの貧困対策の4つの基本的な考え方と施策の方向性に基づき、施策と取組を展開していきます。

### 施策の方向性 1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

乳幼児期の子を持つ親と子どもの成長を支える「母子保健」、生活習慣の獲得及び成長を促す場である「保育・幼児教育」、学童期から思春期に移行する小学生・中学生の基礎学力等の定着と成長を支える「学校教育」など、子ども・若者の成長を支えるための基盤となる制度が確立しており、子ども・若者の健全な育成が図られています。一方では、各家庭の経済的な問題をはじめとして、保護者の障害や疾病、養育力等の課題によって、本来親から子どもへ引き継がれていく「社会的相続」が適切になされない問題や、自身が抱える問題や悩み等、様々な困難や課題を抱えながら日々の生活を送っている子ども・若者も多く存在している状況となっています。

安定した生活を送っている子ども・若者と、不安定で困難な生活を強いられている子ども・若者とは、成長の速度や身に付ける能力に格差が生じることとなり、特に、意欲、自制心、やりぬく力、社会性などの目には見えづらい「非認知能力」の習得に大きな格差が生じることとなります。

不安定で困難な状況で生活しているがゆえに生じる様々な格差をなくし、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会的自立を果たしていくためには、学校教育を中心に様々な福祉施策により補完するなど、困難な生活状況に置かれた子ども・若者の実態を踏まえた柔軟な対応が必要です。

#### ア ひとり親世帯への支援

「川崎市子ども・若者生活調査」の市民アンケートの結果から、ひとり親世帯のうち貧困線を下回る世帯は 42.9%であり、ひとり親世帯の多くが経済的に困窮した状況で生活していることが分かりました。

しかし、ひとり親世帯における課題は、経済的困窮だけではなく、ひとりの親で世帯を支えているために家事の負担が大きいこと、また、長時間労働や休暇の取得が難しいなどの厳しい就労環境にあることが多いことから、子ども・若者に関わる時間と精神的なゆとりが十分に確保できないことなどが想定されます。このことにより、基本的な生活習慣や、意欲・やりぬく力など、子ども・若者が家庭で身に付ける能力を習得する機会が制約されることが推察されます。

ひとり親世帯の親と子ども・若者の自立に向けて、保護者の就労等の支援を充実するとともに、子ども・若者の生活支援・学習支援を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>ひとり親家庭の自立支援の推進</b> <small>（こども未来局：こども家庭課）</small>	〔ひとり親家庭の生活支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進していきます。</li> <li>● ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。</li> <li>● 親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を行います。</li> </ul>
<b>資金貸付を活用した就労支援等の充実</b> <small>（こども未来局：こども家庭課）</small>	〔母子父子寡婦福祉資金貸付事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得、転居に伴う費用などの貸付けを行います。</li> </ul>

## イ 児童養護施設等入所児童への支援

児童養護施設は、保護者の疾病や保護者からの虐待等を理由として、長期間、家庭で生活することが困難な児童を養護する施設です。入所する児童にとって、施設は家そのものであるため、家庭的な雰囲気を持ちながら、成長を促す施設運営が必要です。

児童養護施設等の入所児童が健やかに成長し、社会的自立を果たしていくことができるよう支援を充実します。また、家庭養護の充実に向け、里親家庭で児童を養育する里親制度を一層推進していきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>家庭養護による自立支援の推進</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔里親制度推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育支援を充実し、里親制度による家庭養護を推進します。</li> </ul>
<b>家庭的養護による自立支援の推進</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔児童養護施設等運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模グループによる生活など、家庭的な環境での養育を推進するとともに、適正な職員数を配置し、入所児童の処遇向上を図ります。</li> <li>● 入所児童の学習支援を充実し、入所中から将来の自立に向けた支援を推進します。</li> <li>● 施設退所後の自立支援を推進します。</li> </ul>

## ウ 生活保護受給世帯への支援

生活保護法の規定に従い、最低限度必要な生活を保障するため、生活に困窮する市民に対し、その程度に応じ、必要な保護を行うとともに、各種就労支援事業や生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援・居場所づくり事業を実施し、生活保護受給者の自立に向けた支援を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>生活保護受給世帯の自立支援の推進</b> <small>（健康福祉局：生活保護・自立支援室）</small>	〔生活保護自立支援対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。</li> <li>● 生活保護受給世帯の中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援・居場所づくり事業を実施します。</li> </ul>
<b>生活保護による支援の充実</b> <small>（健康福祉局：生活保護・自立支援室）</small>	〔生活保護業務〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護受給世帯に生業費、技能習得費、就職支度金を支給し自立に向けた支援を実施します。</li> <li>● 地域みまもり支援センターと連携し、保健師等による健康管理支援を実施します。</li> </ul>

## エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

だいJOBセンターを運営し、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある市民（生活困窮者）に対し、早期に困窮状態から脱却できるよう、就労・生活支援等を実施しています。

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対しては就学援助制度があり、学資の支弁が困難かつ学業成績が優秀な高校生や大学生に対しては、奨学金を支給、または貸し付ける奨学金制度があります。また、住宅に困っている比較的収入の少ない方については、安い家賃でも住めるように市営住宅等を整備しており、さらに、ひきこもり等の課題を抱えた子ども・若者を対象とした支援事業などもあります。

これらの生活困窮に関連する幅広い分野の制度、施策・事業を充実させ、生活に困難を抱える世帯、子ども・若者への支援を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>住宅困窮者に対する市営住宅の提供</b> <small>（まちづくり局：市営住宅管理課）</small>	〔市営住宅等管理事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康で文化的な生活を営むに足りる市営住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で提供します。</li> </ul>
<b>就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進</b> <small>（教育委員会事務局：学事課）</small>	〔就学等支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校生活の援助を実施します。</li> <li>● 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。</li> </ul>

<p><b>ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実</b>  <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。</li> </ul>
<p><b>だい JOB センターを活用した生活困窮者への支援の推進</b>  <small>(健康福祉局：生活保護・自立支援室)</small></p>	<p>〔生活困窮者自立支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行うだいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。</li> </ul>
<p><b>「社会的ひきこもり」等への支援の推進</b>  <small>(健康福祉局：精神保健福祉センター)</small></p>	<p>〔社会的ひきこもり対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。</li> <li>● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源へつなげる支援を行います。</li> </ul>

## 施策の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

近年、都市化や核家族化の進行から、地域住民同士の横の繋がりが希薄化し、子育て世代や高齢世代の社会からの孤立が危惧されています。町内会・自治会などへの加入率が低下傾向にあるなど、子ども・若者やその家庭が社会と繋がりをもちにくい世の中となっており、地域において日頃から顔の見える関係が築けていない場合、震災等の緊急時に地域からの支援が受けにくくなるなどの懸念があります。

また、子ども・若者については、同年代の友人や、家庭・学校等で関わる特定の大人以外とは日頃の関わりを持つことができず、健全な成長に必要な、多様な価値観・考え方に触れる機会が減少することとなります。さらに、その家庭に「居場所」がない子ども・若者にとっては、安全・安心に過ごせる「居場所」の確保は喫緊の課題であり、その「居場所」を確保し、地域に開かれれば、生活に困難を抱える子ども・若者が、大人の目によって「発見」され、必要な支援に結び付けることも可能になると考えられます。

子ども・若者にとって、学力や体力などの目に見える能力（認知能力）の習得も重要ですが、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信や自己肯定感等（非認知能力）を習得し、将来に向かって夢や希望を持って生活することは、社会的に自立した「大人」になるために非常に重要なことです。

そのためにも、多様な世代との交流の中で、様々な機会や活動を体験し、子ども・若者が多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信や自己肯定感（非認知能力）を得ることができるよう、多世代の市民が交流し、地域全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら生活する仕組みを構築していきます。

## ア 多世代交流などを通じた地域づくりの推進

こども文化センター等の児童館は、概ね中学校区に1か所、全市で58か所設置されており、遊びを通じた児童の健全育成を図るほか、地域で子育てをする親子の居場所や市民活動の拠点としての機能を果たしています。また、高齢者の地域拠点として老人いこいの家が全市で48か所設置されており、高齢者が地域に積極的に参加する場として提供するとともに、介護予防の拠点として健康増進を図る機能を果たしています。

両施設の連携を通して、多世代の市民が交流し、地域の人材を育て、地域の活動を支援する仕組みづくりに向けて、引き続き検討を進めます。

また、家庭で子育てをする未就学の子を持つ親については、市内に約300か所ある保育所の積極的な活用を推進していきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>地域における支援体制づくりの推進</b> <small>（こども未来局：企画課）</small>	〔地域子育て支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。</li> </ul>
<b>老人いこいの家との連携による多世代交流の促進</b> <small>（こども未来局：青少年支援室）</small>	〔こども文化センター運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● こども文化センターと老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。</li> </ul>
<b>地域との連携による放課後の居場所づくりの推進</b> <small>（こども未来局：青少年支援室）</small>	〔わくわくプラザ事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。</li> </ul>
<b>こども文化センターとの連携による多世代交流の促進</b> <small>（健康福祉局：高齢者在宅サービス課）</small>	〔いこいの家・いきいきセンターの運営〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● こども文化センターとの連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。</li> </ul>
<b>民間保育所による子育て支援の推進</b> <small>（こども未来局：保育課）</small>	〔民間保育所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。</li> </ul>
<b>公立保育所による子育て支援の推進</b> <small>（こども未来局：運営管理課）</small>	〔公立保育所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● （仮称）保育・子育て総合支援センターにおける地域の子ども・子育て支援を推進します。</li> <li>● 地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。</li> </ul>

## イ 学校を中心とした地域づくりの推進

現在の学童期・思春期の子ども・若者を取り巻く社会環境として、いじめや不登校、青少年による犯罪などの問題があり、また、家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題などがあります。こうした問題は、子ども・若者の学力や体力、自己肯定感やコミュニケーション能力の低下、ひきこもり等の課題にも影響していると言われており、家庭や地域の教育力を高めるための様々な支援が求められています。

そのためには、様々な世代の地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進などが必要となります。各家庭における教育力を高めるとともに、子ども・若者が「大人」たちと関わり互いに学びあい、育ちあう中で、地域の一員として主体的に活動していく力を培えるよう、環境の醸成に取り組んでいきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>地域の創意工夫を活かした学校運営の推進</b> <small>（教育委員会事務局：教育改革推進担当）</small>	〔地域等による学校運営への参加促進事業〕 ● 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営を推進します。
<b>地域資源を活かした学校づくりの推進</b> <small>（教育委員会事務局：指導課）</small>	〔地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業〕 ● 学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。
<b>地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上</b> <small>（教育委員会事務局：生涯学習推進課）</small>	〔地域における教育活動の推進事業〕 ● 地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。
<b>地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進</b> <small>（教育委員会事務局：生涯学習推進課）</small>	〔地域の寺子屋事業〕 ● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。

## ウ 地域の主体的な活動の促進

地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で、青少年の健全な育成を図ることが重要です。青少年を育成・指導する青少年関係団体の活動を支援します。

また、少子高齢化の中、本市では、「誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続ける」ための「地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討や取組を推進しています。この「地域包括ケアシステム」においては、地域の主体的な活動が重要な要素として期待されています。市民が自ら主体的に考え行動するきっかけ・機会を十分に確保していくために、地域人材の育成、活動するた



めの場の確保や、活動していくためのノウハウの提供など、地域の主体的な活動を推進するための検討を進めていきます。

さらに、本市では、市民の暮らしに身近な区役所で、市民サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するとともに、参加と協働による暮らしやすい地域社会づくりを進めてきました。今後も、地域の実情に応じた市民どうしの繋がりや地域団体等のネットワークの強化、コミュニティづくりを通じた市民の主体的な取組を促すための支援を推進していきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>青少年関係団体による青少年健全育成の推進</b> <small>（こども未来局：青少年支援室）</small>	〔青少年活動推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。</li> </ul>
<b>地域における主体的な活動の促進</b> <small>（こども未来局：青少年支援室）</small>	〔子ども・若者支援推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行います。</li> <li>● 地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向けた検討を進めます。</li> </ul>

### 施策の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

「子どもの貧困」は、経済的問題のみならず、多様な生活課題が複雑に絡み合っ、生活が困窮している状況があります。世帯によっては、保護者自身のこれまでの成育歴や障害等の状況によって、援助希求行動を起こすことができない、SOSを発信することができないという課題もあります。

このような公的な支援が必要でありながら、支援が届いていない世帯が地域で孤立することなく、安定した生活を送っていくためには、地域の中でそうした世帯を把握し、適切な公的支援（制度、施策・事業）に繋げていくことが必要です。

そのためにも、保護者を含めた個々の家庭の状況、個々の子ども・若者自身の状況を的確に見きわめ、どのような公的支援に繋いでいくかという、専門職によるアセスメントが重要となります。

また、個々の家庭や子ども・若者の状況によっては、様々な専門性・得意分野を持った複数の専門職がチームで対応していくことが必要です。多機関・多職種チームによる支援においては、それぞれの相談機関・支援機関、そして、それぞれの専門職が持つ役割・専門性を相互に正しく理解し連携していくことで、多様で複雑な課題への対応がより効果的なものとなります。

本市では、各区役所地域みまもり支援センターに保健師・助産師・社会福祉職・心理職・栄養士・歯科衛生士・保育士・教育関連職員等の多職種の専門職を配置し、これまで培ってきた地域ネットワークの仕組みを活用し、個別支援の取組を推進しています。

今後も、多職種協働による個別支援を推進するとともに、個別支援と連携しながら地域ネットワークの強化につながる取組を推進していきます。

## ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

本市においては、子ども・若者に関わる行政の総合的な相談・支援機関として、各区役所の地域みまもり支援センターと3か所の児童相談所があります。

地域みまもり支援センターでは、各区役所実施の児童家庭相談援助、母子保健事業、保育所入所業務、児童扶養手当業務、生活保護業務などにおいて多くの情報を把握する中で、必要に応じて活用することにより、生活に困難を抱える子ども・若者とその家庭を早期に発見し、問題が重症化しないように未然に防止する役割が期待されています。また、児童相談所では問題が重症化したケースに対して適時に法的権限を行使し、介入的支援による課題の解決が求められています。

また、個別の専門領域においては、学校教育の領域における専門相談、障害のある児童及び障害の疑いのある児童に対する専門相談、発達に課題を抱える子ども・若者に対する専門相談、メンタルヘルスの領域における専門相談、雇用の領域における専門相談など、それぞれの分野における高度な専門性を持った相談機関と、地域、行政間の連携が重要であり、連携強化に向けた取組を進めます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>学校生活に関わる相談・支援の充実</b> (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔児童生徒支援・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。</li> </ul>
<b>児童虐待の未然防止等の推進と関係機関の連携の充実</b> (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各区役所地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。</li> <li>● 児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組めます。</li> <li>● 医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。</li> </ul>
<b>児童相談所による専門相談支援の強化</b> (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。</li> <li>● 各区役所及び関係機関との連携をさらに強化し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組を推進します。</li> </ul>
<b>地域に根ざした相談支援の推進</b> (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔子ども・若者支援推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。</li> </ul>

<p><b>総合的な就業支援の推進</b> (経済労働局：労働雇用部)</p>	<p>〔雇用労働対策・就業支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 求職者への個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。</li> <li>● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若年無業者の職業的自立支援に取り組みます。</li> </ul>
<p><b>精神的健康の保持・増進</b> (健康福祉局：精神保健課)</p>	<p>〔精神保健事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。</li> </ul>
<p><b>発達障害児・者支援体制の充実</b> (健康福祉局：障害計画課)</p>	<p>〔発達障害児・者体制整備事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達相談支援センターを運営し、発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。</li> </ul>
<p><b>療育相談・支援の充実</b> (健康福祉局：障害計画課)</p>	<p>〔地域療育センターの運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域療育センターを運営し、障害児等の相談、診療、評価、訓練等の支援を充実します。</li> </ul>

## イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

それぞれの役割や専門分野に基づく、多様な行政の相談・支援機関の連携を強化するとともに、地域に根ざし独自のノウハウを培ってきたNPO法人等の地域団体と、地域、行政間の連携が重要です。

行政の相談・支援機関の相互の連携だけでなく、地域団体との連携強化に向けて、相談・支援機関のネットワークの強化の取組を進めます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<p><b>要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化</b> (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。</li> <li>● 各区役所地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。</li> </ul>
<p><b>子ども・若者支援に関わるネットワークの検討</b> (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方を検討します。</li> </ul>
<p><b>民生委員児童委員による見守りの推進</b> (健康福祉局：地域福祉課)</p>	<p>〔民生委員児童委員活動育成等事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員児童委員を適正に配置し、地域における身近な相談と見守りを推進します。</li> </ul>

## 施策の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

子ども・若者の成長・発達のプロセスにおいて、0歳から15歳までの期間、すなわち、乳幼児期から学童期を経て、思春期にさしかかる期間は、非常に重要な期間であるといえます。

乳幼児期の子どもの心身の成長と保護者の子育てを支える制度として「母子保健」があり、また、乳幼児期の子どもの生活の場と成長を支える制度として「保育・幼児教育」の制度があります。さらに、小学生・中学生の基礎学力を保障する制度として「学校教育」があります。これらは、子ども・若者の成長を根幹から支える基盤であり、特に、学校教育は、子ども・若者からの視点で見れば「教育を受ける権利」の保障として、保護者からの視点で見れば「教育を受けさせる義務」として位置づけられ、国の大綱においても、「学校教育」は子どもの貧困対策の「プラットフォーム」として位置づけられています。

これらの制度は、生活が困窮している子ども・若者だけでなく、すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「貧困の連鎖」を予防する制度として、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たすものと考えます。

### ア 母子保健の推進

保健・医療の科学的な進化が進む一方で、地域のコミュニティの希薄化や核家族化による子育てで家庭の孤立など、子育てを取り巻く環境の変化などから、子育てに負担感・不安感を持つ家庭が増えてきており、母子保健も子育て家庭を取り巻く時代の変化の中で、求められる役割が変化してきています。

乳幼児期は、人との愛着関係や自己認識、コミュニケーションの基礎をつくるなど、人格や生活習慣を形成する時期であり、学童期・思春期において健全に成長していくためにも、基礎的な能力を身に付けるための重要な時期です。

そのため、妊娠初期から産前・産後、そして、乳幼児期全般を通して、様々な支援の実施により、乳幼児期の子どもの心身の健全な成長を保健師等が見守り・支えるとともに、保護者に対する個々の状況に応じた相談・支援により、保護者の育児に対する負担感や不安感の軽減を図るなど、子どもの健全な成長・発達に向けた支援を推進します。

また、母子保健における取組を通じて、児童虐待の恐れがある家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援活動を行います。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>乳幼児の発達支援の充実と医療機関との連携の推進</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。</li> <li>● 健診に引き続く要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。</li> </ul>

<p><b>出産・育児に関わる相談支援体制の充実</b>  <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small></p>	<p>〔母子保健指導・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届け出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。</li> <li>● 両親学級等の開催による出産・育児支援を推進します。</li> <li>● 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。</li> <li>● 乳児家庭全戸訪問等の個別支援の強化とともに、支援の必要な家庭の早期の把握と支援を充実します。</li> </ul>
--	--

## イ 保育・幼児教育の推進

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、教育・保育の一体的な推進と幼児教育の充実を目的に、「子ども・子育て支援新制度」が導入されました。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を担う大切な時期であり、このような時期に行われる保育や幼児教育は非常に重要なものです。また、学童期・思春期において、社会的に自立していくために必要となる学習意欲や基礎学力、やりぬく力、自己肯定感（非認知能力）を身に付けていくためにも、幼児期において、基本的信頼関係や生活習慣等を身に付けていくことが重要です。そのためにも、子ども一人ひとりが安心感を持って生活し、遊びを通じた保育・教育により、様々な活動ができる環境を整えていく必要があります。

これまで保育所や幼稚園それぞれが培ってきたノウハウを活かすとともに、必要な人が利用できる環境整備を行うことで、すべての子どもが良質な保育や教育により、健やかに成長していくよう支援します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<p><b>待機児童対策の推進</b>  <small>（こども未来局：事業調整・待機児童対策担当）</small></p>	<p>〔待機児童対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の保育需要にあった認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進め、待機児童解消に向けた取組を推進します。</li> </ul>
<p><b>保育受入枠の拡大による保育ニーズへの適切な対応</b>  <small>（こども未来局：保育所整備課）</small></p>	<p>〔認可保育所整備事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高まる保育ニーズに適切に対応するため、様々な手法を活用して認可保育所を整備し、保育受入枠の拡大を推進します。</li> </ul>
<p><b>質の高い保育サービスの提供</b>  <small>（こども未来局：保育課）</small></p>	<p>〔民間保育所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。</li> </ul>
<p><b>公立保育所を活用した保育の質の向上</b>  <small>（こども未来局：運営管理課）</small></p>	<p>〔公立保育所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公立保育所を活用し、保育の質の向上、優秀な保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。</li> </ul>

<p><b>多様なニーズに即したサービス等の提供</b>  <small>（こども未来局：幼児教育担当）</small></p>	<p>〔幼児教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。</li> </ul>
<p><b>国と連携した子育て世帯への支援策の推進</b>  <small>（こども未来局：保育課）</small></p>	<p>〔保育料対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の幼児教育・保育の無償化の取組の着実な反映など、国の子育て世帯に対する支援策と連携した取組を進めます。</li> </ul>

## ウ 学校教育の推進

小学生・中学生の義務教育期間は、学童期を経て思春期にさしかかり、子ども・若者の成長の過程で、「大人」に向かって大きく変化し著しく成長していく時期です。子ども自身が、徐々に保護者等からの直接的な養育から離れ、保護者や学校の先生に見守られ・支えられながら、主体的・意欲的に個々の自分の課題に取り組んでいく時期であり、「大人」になるために、精神的にも多感な時期となります。

将来の自立に向けては、学力の定着が不可欠であることから、基礎学力の定着に向けた取組を進め、あわせて、一人ひとりの「生きる力」を伸ばしていくため、学ぶ意欲・態度を育むことを大切にしながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てるとともに、日々の教育活動を通して、子ども・若者たちが将来に対する夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践を推進します。

また、本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、様々な支援を必要とする児童生徒が増加している現状があることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<p><b>教職員に対する研修の充実</b>  <small>（教育委員会事務局：総合教育センター）</small></p>	<p>〔教職員研修事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの学びと育ちをつなぐために、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る研修を実施します。</li> <li>● 子どもの学習の理解度に応じた指導のあり方に関する研修とともに、子どもの問題を早期発見・早期対応するため、子ども一人ひとりが抱える様々な課題に関連した内容について、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。</li> </ul>
<p><b>「キャリア在り方生き方教育」の推進</b>  <small>（教育委員会事務局：教育改革推進担当）</small></p>	<p>〔キャリア在り方生き方教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育んでいくことを支援します。</li> </ul>

<b>習熟の程度に応じた取組の推進</b> <small>(教育委員会事務局：総合教育センター)</small>	〔きめ細やかな指導推進事業〕 ● 各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。
<b>健康教育による健やかな学校生活の促進</b> <small>(教育委員会事務局：健康教育課)</small>	〔健康教育推進事業〕 ● 健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。
<b>安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進</b> <small>(教育委員会事務局：健康給食推進室)</small>	〔健康給食推進事業〕 ● 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。
<b>定時制生徒の自立支援の推進</b> <small>(教育委員会事務局：指導課)</small>	〔魅力ある高校教育の推進事業〕 ● 定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。
<b>教育活動に対する支援体制の充実</b> <small>(教育委員会事務局：指導課)</small>	〔学校教育活動支援事業〕 ● 教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。
<b>教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進</b> <small>(教育委員会事務局：指導課)</small>	〔特別支援教育推進事業〕 ● 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。
<b>児童生徒への専門的な相談体制の充実</b> <small>(教育委員会事務局：総合教育センター)</small>	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● 相談体制の充実に向けた検討を行い、スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実を図ります。 ● 各区スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援を実施し、子どもが置かれている状況に応じた支援を推進します。 ● 児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援を推進します。
<b>不登校児童生徒の相談・支援の充実と中学校夜間学級の運営による教育機会の確保の推進</b> <small>(教育委員会事務局：総合教育センター)</small>	〔教育機会確保推進事業〕 ● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組むとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。

### 3 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

#### （1）児童家庭支援・児童虐待対策の推進に向けて

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加し続けており、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

#### 児童虐待の4つの種別

- ◆ 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
- ◆ 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ◆ ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ◆ 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

本市では、児童虐待の相談・通告件数の増加と痛ましい事例の発生を踏まえて、子どもを虐待から守る取組の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として、平成 24（2012）年 10 月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定されました。

また、児童家庭支援・児童虐待対策を強化充実し、「虐待のないまちづくり」を推進するため、平成 25（2013）年 3 月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定し、平成 26（2014）年 2 月には、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、具体的な施策を推進してきました。

#### ア 「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の総括評価を踏まえた方向性

これまで、推進計画に基づき様々な取組を進めてきたところですが、推進計画の計画期間終了にあたり、これまでの取組の総括評価を行いました。新たな計画期間においては、総括評価における課題を踏まえた今後の方向性を反映させた取組を推進していきます。

#### 【今後の方向性】

- ◆ 関係機関等との連携を一層強化し、継続性のある地域の子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進します。
- ◆ 安全・安心な妊娠期を過ごすため、また、虐待予防の観点から、母子健康手帳交付時の面接の充



実、地域の医療機関・関係団体との連携を推進します。

- ◆ 母子保健情報管理システムを活用し、より迅速に未受診者把握やフォローを実施します。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携及び的確なケース進行管理を推進します。
- ◆ 児童及びその家族への適切な相談支援の充実とともに、人材育成も着実に実施します。
- ◆ 平成28（2016）年改正児童福祉法に基づく共通リスクアセスメントツール活用の検討を進めます。
- ◆ 多様な相談内容に適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関、弁護士等との連携強化に取り組みます。
- ◆ 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進するとともに、里親制度の普及や被虐待児の自立支援の充実を推進します。
- ◆ 多様な機関等との協力、媒体の活用等、児童虐待防止の啓発活動を推進します。
- ◆ 5縣市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）や県域を越えた広域連携を強化していきます。
- ◆ 各職場、職種ごとのOJT、OFF-JTの実践や、児童相談所、区役所の職員を対象とした専門性の確保・向上のための研修を推進します。

## イ 児童福祉法等の改正を踏まえた対応

平成28（2016）年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という3つの柱に基づいて施策の充実・強化が図られました。

### ●児童虐待の発生予防

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待の発生予防を図るとともに妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逓減する。

### ●児童虐待発生時の迅速・的確な対応

市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を図り、児童の安全と健やかな成長が確保されるよう迅速・的確に対応していく。

### ●被虐待児童への自立支援

被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、将来の自立に向けて個々の児童の状況に応じた支援を実施する。

## （2）児童家庭支援・児童虐待対策の推進に向けた基本的な考え方

今後の児童家庭支援・児童虐待対策については、改正児童福祉法の3つの柱に基づいて「子ども・子育てを支援する地域づくり」、「機関連携による虐待の早期発見・的確な対応、人材育成」、「自立に向けた専門的支援の充実」の3つの基本的な考え方のもと、これに基づいて7つの施策の方向性を定め具体的な事業を推進します。

### 《基本的な考え方Ⅰ》

#### 子ども・子育てを支援する地域づくり ～児童虐待の発生予防～

すべての子どもが健全に成長できるよう、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、関係機関等との連携のもと、身近な地域における子どもの見守り・支え合いや、保護者の育児に対する負担感を軽減するための相談・支援を推進し、主体的・自立的に子育てができる環境を整えます。

また、母子保健事業等において、児童虐待の発生予防に向けた取組を充実するとともに、児童虐待のおそれがある家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援につなげる取組を推進します。

### ア 地域ニーズに応じた子育て支援

子育て家庭を取り巻く状況は、地形や人口規模、歴史や文化、社会資源等、地域に応じた特徴があります。子育て家庭に共通した支援ニーズとともに、各地域特有の支援ニーズに応じた効果的な子育て支援、保護者への相談・支援の充実を図るために、地域における子育て支援の資源の育成や、必要な家庭に必要な支援が届くよう情報の収集や発信に努めます。

### イ 子育てしやすいコミュニティづくりの推進

妊娠期を含め、身近な地域の中でそれぞれの家庭が安心して、主体的に子育てできる環境が必要です。各区役所地域みまもり支援センターを中心に、民生委員児童委員や子育て支援団体・ボランティア等と協力しながら、地域の住民による主体的な支え合いによるコミュニティづくりを推進します。

### ウ 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

児童虐待の発生予防は、子どもが生活する身近な地域で行われることが基本となります。虐待に至るおそれのある要因としては、望まない妊娠、経済的な課題、疾病、未熟な養育能力など様々であり、特別な家庭に生じる課題ではありません。

子育てに係るすべての関係機関・関係者が児童虐待に対する理解を深め、相互に協力しながら、身近な地域における子どもの見守り・必要な子育て情報の提供など、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。

## 〈基本的な考え方Ⅱ〉

### 機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成

#### ～児童虐待への迅速・的確な対応～

児童は、適切に養育され、心身の健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有し、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければなりません。

そこで、保護者は児童を健やかに育成することについて第一義的な責任を負い、国・地方自治体は保護者とともに、その責務を有します。

様々な要因を背景にして児童虐待の増加が続き、重症事例も発生するなど複雑・困難な対応を要する事例も増加しています。各区役所地域みまもり支援センターや児童相談所等の専門機関が相互に連携を図り、虐待の早期発見に努め、子どもの身体・生命の安全を確保しながら、その最善の利益を優先した迅速かつ的確な対応を推進します。

また、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく的確・迅速な対応が必要となっていることから、人材の確保とその適切な育成に向けた取組を推進します。

## ア 児童の権利・利益を優先した対応の推進

改正児童福祉法において、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることなどの権利を有することが明確化されました。児童・家庭に関わるすべての機関・関係者がこの理念を共有し、重大な権利の侵害である児童虐待から子どもを守るために、早期発見・早期対応に努め、子どもの権利を最優先とした支援が推進されるよう取り組みます。

## イ 専門機関の専門性の強化・役割分担・連携の推進

児童虐待が発生する背景は、保護者の健康や経済的な状況、夫婦間の不調和など様々であり、態様もそれぞれ異なります。そこで、児童相談所や各区役所地域みまもり支援センター等の相談機関は、児童福祉法等の関係法令を踏まえて適切な役割が果たせるよう組織としての機能強化に努めるとともに、医療機関や学校、警察等と連携を図り、それぞれの役割と責任に基づいた専門的な支援を推進します。

## ウ 対象ケースの状況の変化等に応じた連携の推進

支援や保護を必要とする児童・家庭における状況は、常に変化するため、必要な支援の内容、連携すべき機関などについては状況に応じた柔軟な対応が求められます。児童相談所などと、児童に関わる医療機関、保育所、幼稚園、学校、警察等関係機関が積極的な情報共有に努め、対応の遅れによる重症化を防止するとともに、それぞれの児童の最善の利益を図ることを目的に適切な支援の実施に努めます。

## エ 専門職の人材育成の推進

児童家庭支援・児童虐待対策を実効的かつ継続的に進めていくためには、各区役所地域みまもり支援センターや児童相談所、本庁部門等における専門職の人材確保が最も大切な要件となります。

必要な人員を確保するための取組を進めるとともに、経験・職階に配慮した研修内容の充実、ジョブローテーションの推進等、中・長期的な視野に立った取組を進めます。

また、児童福祉司等の専門職に新たに規定された義務研修、外部研修や日常的なOJT等を積極的に活用するなど、人材育成の推進を図ります。

### 《基本的な考え方Ⅲ》

#### 自立に向けた専門的支援の充実～被虐待児童への自立支援等～

児童相談所への虐待相談のうち約95%が在宅支援となっており、虐待の未然防止・再発防止を図りながら、親子関係の再構築等を目的に家庭訪問や通所などによる適切な支援の実施が求められます。

家庭からの分離が必要になった児童については、生育状況や年齢等による個別的なニーズに応じ、里親や児童養護施設などにおいて適切な養育環境を確保し、家庭復帰に向けた支援の充実等を図ります。

また、特別養子縁組等の活用も含め、将来的な自立に向けた積極的・効果的な養育支援が行われるよう取組を進めます。

## ア 親子関係再構築支援の充実

虐待を受けた子どもの最善の利益のためには、親子関係の再構築を目指して積極的に子ども及び保護者に対して指導することが求められています。

子どもに対しては、愛着関係の形成やトラウマ等からの回復、対人関係の安定等を目的に、専門的なアセスメントに基づいて支援を行います。

保護者等に対しては、自らも問題に向き合い、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に資する支援を行います。

## イ 社会的養護の充実

家族関係の再生が図れない児童虐待事例や、何らかの事情により実の親が育てられない事例については、必要に応じて里親・乳児院・児童養護施設等において適切な養育環境を確保し、家庭への再統合または児童の自立に向けた支援を行います。

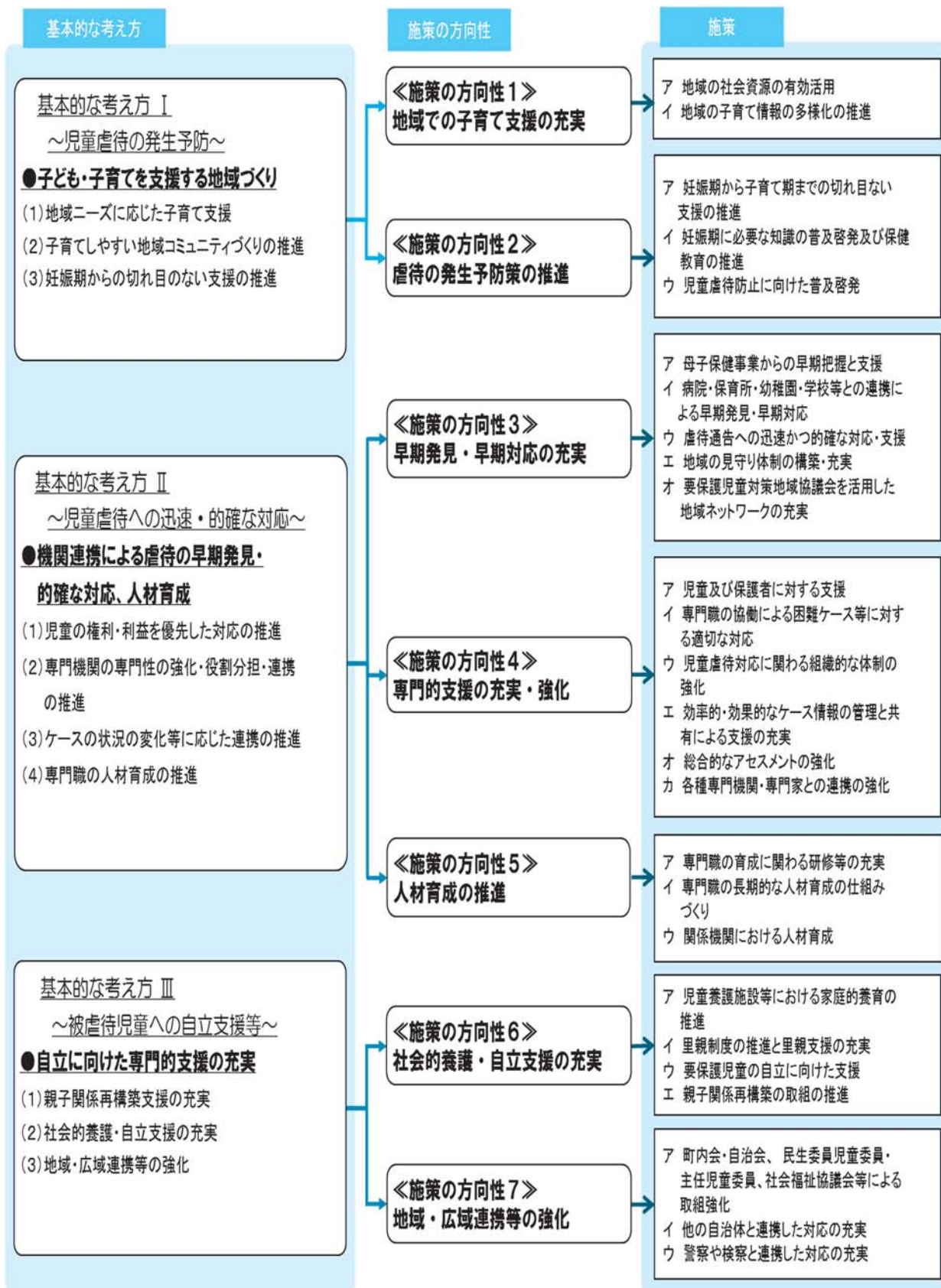
家庭に近い環境での養育を目指し、里親委託や児童養護施設等における小規模グループでの養育を推進し、里親と施設それぞれの長所を活かしつつ関係機関が連携して支援を行うことができるよう社会的養護の取組を推進します。

## ウ 地域・広域連携等の強化

支援を行っている家庭が市外に転出する場合や市外から転入した場合には、児童虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、県内の自治体との連携強化や県域を越えた広域連携の強化に努めます。

また、特定妊婦として支援を行っていた事例が、近隣の自治体で里帰り出産・静養等を行う場合には、育児不安や育児困難等に伴う不幸な事故の発生防止を含む緊密な連携を図ります。

（3）児童家庭支援・児童虐待対策に関わる施策と取組の推進【施策の体系図】



## 施策の方向性 1 地域での子育て支援の充実

### ア 地域の社会資源の有効活用

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しています。市民に身近な区役所等が拠点となって、孤立感による育児不安などを受け止め、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実やネットワークづくりなど、子育て環境の充実に向けた取組を推進していきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>地域子育て支援センターの運営</b> <small>（こども未来局：企画課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。</li> </ul>
<b>ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上</b> <small>（こども未来局：企画課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。</li> </ul>
<b>子育てグループ等への各種支援及び連携</b> <small>（こども未来局：企画課）            （区役所：地域ケア推進担当）            （区役所：地域支援担当）            （区役所：保育所等・地域連携担当）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。</li> <li>● 区内で自主的に活動している子育て支援グループ（フリースペースやサロン）や自主グループの情報を広く広報するとともに、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育て支援の連携・拡充を図ります。</li> </ul>
<b>育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応</b> <small>（区役所：地域ケア推進担当）            （区役所：地域支援担当）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て支援に関わる関係機関、団体等とのネットワーク会議を開催し、行政との連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、啓発を含め必要な支援に迅速・的確につながる環境の整備を行います。</li> </ul>

### イ 地域の子育て情報の多様化の推進

地域の中で子育て家庭を支援する取組が進む中、親子が気軽に参加できるサロン、保護者同士の友達づくりの場、ボランティアによる見守り支援等の有効な情報が、その情報を必要とする親子等に広く届くように、多様な発信に取り組みます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>地域みまもり支援センター等関係部署の連携による地域活動への支援</b> (区役所：地域ケア推進担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区における子育てを地域社会全体で支えていくために、地域みまもり支援センターが中心となり関係部署と協議・連携を進め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。</li> </ul>
<b>地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援</b> (区役所：地域ケア推進担当) (区役所：地域支援担当) (区役所：保育所等・地域連携担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区内で自主的に活動している子育てサロンや子育てグループ等の情報、活動内容等を広く紹介し、子育て中の区民の参加を促します。また、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育てグループ等の活動を人的側面で支援します。</li> </ul>
<b>地域みまもり支援センターによる地域の子育て情報の収集・発信</b> (区役所：地域ケア推進担当) (区役所：地域支援担当) (区役所：保育所等・地域連携担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域みまもり支援センターや関係機関等との諸会議を通じ、様々な地域の子育て情報を収集するとともに、子育て家庭のニーズに応じて、様々な情報を多様な媒体を活用し、的確に提供します。</li> </ul>

## 施策の方向性2 虐待の発生予防策の推進

### ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を地域みまもり支援センターを中心に実施します。乳幼児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を利用し、養育困難な状況や虐待等に関する相談を受け、家庭訪問等により生活状況や実態の把握に努め、不適切な養育に陥らないよう支援を行います。また、支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等からの情報提供が迅速かつ円滑になされるよう連携に努めます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>母子健康手帳交付時等における相談支援の充実</b> (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。</li> </ul>
<b>妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進</b> (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。</li> </ul>
<b>乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握</b> (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。</li> </ul>
<b>産後ケア事業による早期相談支援の実施</b> (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。</li> </ul>



## イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び保健教育の推進

より安全な出産や子育てに向けて、妊娠中に胎児と母体の状態を確認するために必要な妊婦健康診査について受診勧奨を行うとともに、母子健康手帳への記載や両親学級等により、生活上の配慮や子育てに必要な知識等の普及啓発を図ります。また、望まない妊娠を防ぐため、学校と連携して思春期からの保健教育の取組を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進 (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	● 母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、普及啓発を推進します。
妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実 (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	● 妊婦の健康状態を確認し、胎児及び乳児の発育状態、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な妊娠期を過ごせるように支援します。
妊娠・育児に関する学習・実習の機会の提供 (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	● 地域みまもり支援センター等において両親学級（プレパパ・プレママ教室）を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。
小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施 (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	● 地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。

## ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解を一層深め、児童虐待の防止等に向けて主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることが重要です。

毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、「オレンジリボン・キャンペーン」として、地域の関係機関等の協力を得ながら様々な広報活動等を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ● オレンジリボンたすきリレーやコンサート等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。

施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

妊産婦や乳幼児等への妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問）、乳幼児健康診査等を通して、これらの事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意しながら、未受診者の把握と適切な対応、健診委託医療機関との連携強化を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実</b> <small>（区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。</li> </ul>
<b>乳児家庭全戸訪問事業の推進</b> <small>（区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問）を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。</li> </ul>
<b>乳幼児健康診査受診率の向上</b> <small>（区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図ります。</li> </ul>
<b>乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施</b> <small>（区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、健診の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。</li> </ul>
<b>乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実</b> <small>（区役所：地域支援担当） （こども未来局：こども保健福祉課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健康診査を委託医療機関と連携して実施することにより、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう相談支援の場としての機能を充実します。</li> </ul>
<b>支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする体制を充実します。</li> <li>● 虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育ての相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のある母子訪問支援員を派遣します。</li> </ul>

## イ 病院・保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

児童虐待を早期に発見する機会を多く有している病院や保育所、幼稚園、学校等との連携を密にし、虐待（疑いを含む）を早期に発見し、適切な対応が図られるよう取組を進めます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関や児童の所属する機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、要保護児童等の情報共有の充実を図ります。</li> </ul>
<b>川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における児童虐待対策の推進</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の設置・運営の充実を進めるとともに、関係機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策の推進を図ります。</li> </ul>
<b>川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。</li> </ul>

## ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援

虐待通告については、児童虐待防止法等の規定に基づき児童相談所と地域みまもり支援センターの両機関において受理し、迅速な児童の安全確認調査（原則48時間以内）を実施するとともに、共通アセスメントツールを活用し、必要な情報の収集・リスク評価等を行います。

初期対応やその後の継続した支援については、子どもの身体と生命を守ることを最優先として、児童相談所と地域みまもり支援センターがそれぞれの役割と機能を活かして連携し、個々のケースの状況に応じた適切な支援を行っていきます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践</b> <small>（区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所及び地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。</li> </ul>
<b>要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認</b> <small>（区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の支援ニーズに適切に対応するために、関係機関の円滑な連携・協力の確保を目的に、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。</li> </ul>

## エ 地域の見守り体制の構築・充実

子育て家庭に、民生委員児童委員、主任児童委員や子育て支援活動の経験者が訪問し、早い時期から地域とのつながりをつくり、地域における見守り体制の充実を図ります。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
<b>こんにちは赤ちゃん事業を通じた地域での見守り体制の充実</b> (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。</li> </ul>
<b>こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催</b> (区役所：地域支援担当) (こども未来局：こども保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、こんにちは赤ちゃん事業による子育て家庭への支援を効果的・効率的に行います。</li> </ul>

## オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会は、全市レベルの「代表者会議」、区レベルの「実務者会議」、実務者会議の部会として、把握している全ケースの定期的な進行管理と情報共有を行う「連携調整部会」と、個別の事例ごとに支援関係者が参加し支援方針等を確認する「個別支援会議」を設置し、地域の関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
<b>全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有</b> (区役所：地域支援担当) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「子どもを守る地域ネットワーク」(児童福祉法第 25 条の 2)として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。</li> </ul>

## 施策の方向性 4 専門的支援の充実・強化

### ア 児童及び保護者に対する支援

#### (ア) 児童に対する支援

児童虐待は児童の身体的及び精神的発達にとって重大な影響を及ぼします。被虐待児に対する愛着の構築やトラウマの問題への個別的ケアや生活環境の整備、将来の自立に向けた支援など、児童の最善の利益を考慮しつつ、関係機関との連携による専門的支援の充実を図ります。

#### (イ) 保護者に対する支援

それぞれの虐待事例の状況に応じ、保護者の生活環境や生活上の課題、成育歴等を踏まえながら、虐待の認識を促す関わりや在宅で生活する親子の再虐待を予防する支援など、関係機関と連携し、専門的支援の充実を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>スーパーバイズ（SV）等を活用した適切かつ専門的な支援の推進</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによる定期的なSVを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。</li> </ul>
<b>関係機関の連携による専門的な支援の充実</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。</li> </ul>
<b>児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価の導入を進め、運営の適正化を図ります。</li> </ul>

## イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

虐待事例については、初期対応（通告の受理・安全確認・初期調査）から、総合的なアセスメント（評価・診断）、判定、援助方針の決定、援助の実施、支援の終結、という一連の過程を通して、多職種の専門職がチームとして協働し、組織としての適切な対応を図ります。

また、児童相談所と地域みまもり支援センターがそれぞれに与えられた権限と役割に基づいて支援を行うとともに、効果的な連携を図り、複雑困難な課題を有する事例等に対して、より専門性の高い支援を実施します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>児童相談所と地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所及び保健所機能）の法定サービスを通じて把握した情報や窓口業務・相談業務から把握した情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。</li> <li>● 児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。</li> </ul>

## ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童虐待対応においては組織的な対応が求められることから、改正児童福祉法等に基づき、児童相談所及び各区役所地域みまもり支援センターの相談体制の強化を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>児童相談所における児童家庭相談援助の適切な実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。</li> </ul>

(こども未来局：児童相談所) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正児童福祉法及び児童相談所運営指針に基づき、法的対応を見据えた相談支援体制の充実・強化について検討します。</li> </ul>
<b>各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談援助の適切な実施</b> (区役所：地域支援担当) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。</li> <li>市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による相談支援体制の強化について検討します。</li> </ul>
<b>児童相談所・一時保護所の機能等の検討</b> (こども未来局：児童相談所) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における児童相談所・一時保護所改革の議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行います。</li> </ul>

## エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実

適切な児童虐待への対応と重症事例の発生防止のために、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有できるシステムの導入の検討を進めるとともに、個人情報適切な管理のもと、全区役所と全児童相談所がネットワーク化された環境の中で支援の充実を図ります。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
<b>児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワーク化による情報共有の促進</b> (こども未来局：児童相談所) (区役所：地域支援担当) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所においては、進行管理ソフトを利用していますが、情報の迅速な共有を図るためにも、ネットワークシステムの導入を進める必要があるため、新たな児童相談に係るシステムの導入について検討するとともに、各児童相談所及び各区役所地域みまもり支援センターにおける確実なケース進行管理を図ります。</li> </ul>
<b>「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践</b> (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区役所地域みまもり支援センターにおける適切なケース管理の実施に向けた検討、地域みまもり支援センターと児童相談所間での迅速かつ効率的な情報共有の仕組みの検討を行います。</li> </ul>

## オ 総合的なアセスメントの強化

リスク要因を有する児童・家庭を早期に把握すること、具体的なリスク要因やその家庭の持つ対応力等を適切に評価すること、重症度の判断や有効な支援内容を組織的に判断すること等を目的に、共通リスクアセスメントツールを作成し、各区役所地域みまもり支援センター・児童相談所で活用を図ります。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
<b>共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適</li> </ul>

(区役所：地域支援担当) (こども未来局：児童相談所) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	切な支援を実施します。
<b>児童相談所における組織的アセスメントの実施</b> (こども未来局：児童相談所) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。</li> </ul>
<b>地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施</b> (区役所：地域支援担当) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。</li> </ul>

### カ 各種専門機関・専門家との連携の強化

支援ニーズが複雑化・多様化している中で、保護者が精神的な疾患を有する事例や、居住実態の把握が困難な事例、乳幼児ゆさぶられ症候群が疑われる事例など、より高い専門性を求められる事例への対応が課題となります。児童相談所や区役所保健福祉センターに加え、必要に応じて精神保健福祉センターや障害者更生相談所・医療機関などの専門機関・専門家と協力・連携した対応の充実を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進</b> (こども未来局：児童相談所) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制の推進を図ります。また、必要に応じて精神保健福祉センター、障害者更生相談所、医療機関などの専門機関・専門家と連携した対応を図ります。</li> </ul>

施策の方向性5 人材育成の推進

ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

実効的な多職種協働を実践する上で基本的に必要な事項や、各専門職の専門性の向上を図るための研修を行うとともに、職場交流研修の取組や各所属におけるOJT、OFF-JTを活用するなど、人材育成に向けた取組を強化します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>新規採用職員等に対する児童相談業務研修の実施</b> <small>(こども未来局：児童相談所)                      (区役所：地域支援担当)                      (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所及び地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。</li> </ul>
<b>専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施</b> <small>(区役所：地域支援担当)                      (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。</li> </ul>
<b>各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図ります。</li> </ul>

イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり

「川崎市人材育成基本方針（平成28（2016）年3月策定）」に基づく全市的な人材育成の取組の中で、保健・医療・福祉等専門職の人材育成を着実に進めていきます。また、組織的な対応力を確保しつつ資質の高い専門職を育成するために、個々の職員のスキルや経験を踏まえて計画的なジョブローテーションを図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。</li> </ul>
<b>「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。</li> </ul>



## ウ 関係機関における人材育成

相談・支援ニーズの多様化・複雑化に対しては、関係機関の職員の資質の向上が大変重要であることから、要保護児童対策地域協議会の市代表者会議や各区実務者会議等を中心に、広く関係機関における人材育成に取り組みます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実</b> <small>（区役所：地域支援担当）  <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small> </small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを目指します。</li> </ul>

## 施策の方向性6 社会的養護・自立支援の充実

### ア 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設においては、保護者の疾病や児童虐待等、様々な事情により家庭で生活できない子どもが生活しています。施設に入所している子どもの家庭復帰や将来の自立を見据えながら専門職による養育を行うとともに、地域の子育て家庭への支援を行います。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>児童養護施設等への運営支援</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）  <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small> </small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。</li> </ul>
<b>児童家庭支援センターによる子育て相談の実施</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。</li> </ul>
<b>子育て短期支援事業の推進</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト（休息）が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる（ショートステイ事業）ことにより子育て支援を行います。</li> </ul>

### イ 里親制度の推進と里親支援の充実

#### （ア） 里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発

里親支援機関と連携・協力しながら広報啓発活動や制度説明会、研修等を実施し、里親制度の一層の推進を図ります。

### （イ） 里親委託等の推進

家庭での生活が困難な子どもを家庭と同様の環境で養育するため、第一に里親委託の可能性を検討し、里親宅での生活が困難であると判断された場合に施設養護を検討するという対応を基本としていきます。また、里親支援について、児童相談所の業務として明確に位置づけられたことを踏まえ、里親委託等の推進が着実に図られるよう取組を進めていきます。

### （ウ） 里親支援の充実

里親が孤立せず自信を持って育児ができるよう、個々のニーズに即した里親への支援について、里親会・支援実績を有するNPO等と連携しながら充実を図ります。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
<b>里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。</li> </ul>
<b>養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組の充実を図ります。            （里親登録数 平成 29（2017）年度 133 世帯            平成 33（2021）年度 145 世帯以上）</li> </ul>
<b>ふるさと里親事業の推進</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。</li> </ul>
<b>多様な主体と連携した里親支援の充実</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO 法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。</li> </ul>

### ウ 要保護児童の自立に向けた支援

施設入所や里親委託の措置が採られている児童に対し、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけられるよう継続的な支援を推進します。

推進項目	平成 33（2021）年度までの主な取組
<b>要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果すことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。</li> </ul>

## 工 親子関係再構築の取組の推進

被虐待児への自立支援において重要な親子関係の再構築を目的とした支援については、措置解除後の再発防止を含め、児童相談所、各区役所地域みまもり支援センター、施設等が連携して個々の事例に応じた相談支援やカウンセリングの充実を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>家族再統合（児童相談所）及び家族支援（地域みまもり支援センター）の充実</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。</li> </ul>
<b>児童相談所における親子関係再構築支援の推進</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。</li> </ul>

## 施策の方向性7 地域・広域連携等の強化

### ア 町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等による取組の強化

安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した取組を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。</li> </ul>
<b>市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。</li> </ul>
<b>地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施</b> <small>（区役所：地域支援担当） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各区において要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。</li> </ul>

### イ 他の自治体と連携した対応の充実

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、ケース移管、情報提供、一時帰宅等を行う場合の連携について、自治体間での共通ルールに基づいた対応を行います。

特に、精神的な課題を持ち近隣自治体にて里帰り出産を行う事例等については、緊密な連携を図り、安全・安心な育児環境の確保と産後うつ等による事故の防止に努めます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>5県市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）共通ルールに基づく連携</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童対策地域協議会の調整機関の間における自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。</li> </ul>
<b>児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。</li> </ul>
<b>隣接する東京 23 区との連携の強化</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援に関わる連携、職員間の連携等包括的な連携を図ります。</li> </ul>

### ウ 警察や検察と連携した対応の充実

児童虐待事案について、安全確認等の迅速な対応を図るため、警察と児童相談所との協定に基づいて連携を進めます。また、児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や不安を理解し、二次的被害を回避又は緩和するなど、子どもに与える負担をできる限り少なくするとともに、適切な調査を行うため警察及び検察との連携した取組を強化します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報共有を図るとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。</li> </ul>
<b>警察及び検察と連携した情報共有</b> <small>（こども未来局：児童相談所） （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、協同面接の必要性を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議のうえ実施します。</li> </ul>

## ○川崎市子どもを虐待から守る条例

平成 24 年 10 月 10 日条例第 46 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 区役所の機能の強化（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 未然防止（第 10 条～第 13 条）
- 第 4 章 早期発見及び早期対応（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第 16 条～第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

## 附則

## 第 1 章 総則

## （目的）

**第 1 条** この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健全な成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

## （定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する児童をいう。
- （2）保護者 法第 2 条に規定する保護者をいう。
- （3）虐待 法第 2 条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。
- （4）関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

## （基本理念）

**第 3 条** 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

- 2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。
- 3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健全な成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

## （市の責務）

**第 4 条** 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

- 2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。

- 3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。

- 4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。

- 5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

## （市民の責務）

**第 5 条** 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。

## （保護者の責務）

**第 6 条** 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。

## （関係機関等の責務）

**第 7 条** 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。

## 第 2 章 区役所の機能の強化

## （区役所の体制の強化）

**第 8 条** 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

## （情報の共有）

**第 9 条** 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないように必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を図るものとする。

## 第 3 章 未然防止

## （子育てに関する支援のための施策）

**第 10 条** 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

- 2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

（子育てに関する情報の提供又は相談）

**第11条** 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。

2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

（乳児家庭全戸訪問事業等の活用等）

**第12条** 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

（児童虐待防止推進月間）

**第13条** 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### 第4章 早期発見及び早期対応

（早期発見のための環境整備）

**第14条** 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。

2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。

（通告に係る対応）

**第15条** 市民及び関係機関等は、法第6条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らないようにしなければならない。

2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも48時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。

3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。

4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。

5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第10条第1項及び第2項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。

6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。

7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

#### 第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援

（専門的な治療、心理療法等の支援）

**第16条** 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。

（保護者に対する再発防止のための指導）

**第17条** 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。

（子どもに対する教育支援）

**第18条** 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

（里親等への支援の充実）

**第19条** 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。

（転出する場合の措置）

**第20条** 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第6章 雑則

（市長の報告）

**第21条** 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

（委任）

**第22条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（見直し）

2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

## 4 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

### （1）困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進に向けて

平成 27（2015）年 2 月 20 日、川崎市川崎区の多摩川河川敷において、市内の中学 1 年生が亡くなる痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。

本市では、この事件を受け、事件に係る事実関係の検証や再発防止等の検討を進め、平成 27（2015）年 8 月に、このような事件が二度と繰り返されないことがないよう、再発防止に向けた検討結果を「中学生死亡事件に係る市内対策会議報告書」としてまとめるとともに、再発防止に向けた今後の取組の強化を着実に進めるため、平成 28（2016）年 3 月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」の中で、中学生死亡事件の再発防止・未然防止に向けた迅速な対応を図ることを最重要課題として、再発防止対策を「重点アクションプラン」として位置づけ、取組を進めてきました。

子ども・若者が様々な生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切れ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる状況においては、子ども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOS をしっかりと受け止めることが大切です。今後も、「重点アクションプラン」を本計画の中で継承し、「子ども・若者を見守り・支える体制の強化」と「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実」を基本的な考え方として、子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて、更なる対策の推進を図ります。

#### 〈基本的な考え方Ⅰ〉

##### 子ども・若者を見守り・支える体制の強化

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 施策の方向性 1 | 子ども・若者の居場所の充実         |
| 施策の方向性 2 | 地域の見守り体制の強化           |
| 施策の方向性 3 | 安全・安心な地域環境の整備         |
| 施策の方向性 4 | 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進 |

#### 〈基本的な考え方Ⅱ〉

##### 複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実

- |          |                |
|----------|----------------|
| 施策の方向性 5 | 専門的支援ネットワークの構築 |
| 施策の方向性 6 | 専門的な児童支援の充実・強化 |

## （2）困難な課題を持つ子ども・若者への支援に関わる施策と取組の推進

### 《基本的な考え方Ⅰ》

#### 子ども・若者を見守り・支える体制の強化

子ども・若者が成長する発達段階で、多世代の人たちとふれあい、様々な立場の人たちとコミュニケーションを重ねることは、子ども・若者の自立にとって大切な経験であり、子どもを持ち、親となっても、自らのこれまでの経験を自分の子ども・若者に伝えていくことに繋がります。

そのため、子ども・若者と多世代の地域住民が日常的に交流することで、子ども・若者を見守り・支えることへの意識を地域の中で醸成し、様々な生きづらさを抱える子どもたちの声なき声にしっかりと耳を傾けることができる環境づくりを進めます。

また、多世代の地域住民も気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、新たな子ども・若者の課題・ニーズにも対応しうる居場所づくりに向けて検討し、対策を推進します。

さらに、地域人材を活用し、地域に暮らす大人が子ども・若者への支援のまなざしをより積極的に向けていくため、地域の見守り体制の強化を図るとともに、子ども・若者が犯罪に巻き込まれるなど、危険にさらされることのないよう安全・安心な地域環境の整備、困ったときに子ども・若者や保護者がSOSを寄せられる地域社会を実現するために児童虐待防止・非行防止等の啓発を推進します。

こうした取組を推進する中で、地域人材・地域団体等をはじめとした地域コミュニティや関係機関等の協力も得ながら、子ども・若者やその家庭からのSOSをしっかりと受け止められるよう、子ども・若者を見守り・支える体制の強化に努めます。

### 施策の方向性 1 子ども・若者の居場所の充実

本市では概ね中学校区に1か所「こども文化センター」を設置し、子ども・若者の居場所や市民活動の拠点として地域の活動を支えています。さらにすべての市立小学校で放課後の児童の安全な居場所として、「わくわくプラザ」事業を実施しています。

学校においては、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを推進するため、「地域の寺子屋」事業を平成26（2014）年度から実施しています。

また、生活が困窮した家庭では、本来、家族とともに過ごす時間帯において、様々な家庭の事情により、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者もいます。現在の子ども・若者を取り巻く社会環境に配慮し、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向けて、検討を推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>こども文化センターと老人いこいの家の連携</b> <small>（こども未来局：青少年支援室）                      （健康福祉局：高齢者在宅サービス課）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども文化センターと老人いこいの家の連携強化により、多世代が交流する居場所づくりに向けて、更なる取組の推進手法を検討します。</li> </ul>



<p><b>こども文化センター、わくわくプラザ職員の資質の向上</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。</li> </ul>
<p><b>地域の寺子屋事業の推進</b>  <small>(教育委員会事務局：生涯学習推進課)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。</li> </ul>
<p><b>地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭の中で居場所を見い出すことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向けて、検討を推進します。</li> </ul>

## 施策の方向性2 地域の見守り体制の強化

子どもが地域で安心して健やかに成長するための環境を整えるために、青少年指導員や少年補導員等を中心とした地域人材を活用し、町内会・自治会等や学校、警察等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた取組を実施していくことが効果的です。地域人材が子ども・若者の健全育成のため地域活動に参加し、地域の活性化を図る中で「お互いに見知った関係」を深め、日々の活動を通じた見守り体制の強化を図ります。

また、学校が主体となり、警察や少年相談・保護センター、PTAや町内会等と連携したサポートチームによる活動を推進するとともに、学校・家庭・地域社会が連携して子育てや生涯学習のネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上のために地域教育会議の更なる充実と活性化に取り組みます。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<p><b>青少年指導員等による取組の推進</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールを支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。</li> </ul>
<p><b>こども110番事業の推進</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども110番事業を支援することで、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。</li> </ul>
<p><b>地域の教育力の向上</b>  <small>(教育委員会事務局：生涯学習推進課)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。</li> </ul>

### 施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備

地域における子ども・若者の安全・安心を守る環境づくりとして、地域で防犯対策を推進し、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。市民一人ひとりが防犯意識を高め、自主的な防犯活動を充実し、犯罪の起きにくい地域環境づくりに取り組みます。

地域における重要な防犯対策の一つとして、防犯灯については、E S C O事業の導入を推進するなど、より効果的・効率的な整備に取り組みます。また、防犯カメラについては、プライバシーに十分配慮し、犯罪の抑止等を目的に町内会・自治会等と連携してニーズ等を把握し、計画的に増設を図ります。さらに、市及び各区の安全・安心まちづくり推進協議会等における取組を推進します。

※ E S C O事業(エスコじぎょう)とは Energy Service Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>防犯灯のLED化の推進</b> (市民文化局：地域安全推進課)	● E S C O事業の実施により、防犯灯の維持管理及び防犯灯の新規設置を推進します。
<b>防犯カメラの設置による防犯対策の推進</b> (市民文化局：地域安全推進課)	● 川崎市防犯カメラ設置補助制度により、地域の自主防犯団体が設置する防犯カメラへの補助を実施し、地域の防犯対策を推進します。
<b>公園内の安全な施設管理</b> (建設緑政局：みどりの保全整備課)	● 公園内の安全な施設管理に向けたカメラの設置を推進します。
<b>防犯に対する意識向上と体制強化の推進</b> (市民文化局：地域安全推進課)	● 安全・安心まちづくり推進協議会等における情報共有や連携を推進し、防犯の意識向上と体制強化を推進します。

### 施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関・施設の職員や地域人材が、子ども・若者や保護者が自ら発するSOSの感度を高めることで早期に課題を発見し、顔の見える関係の中で児童相談所等の専門機関と迅速に連携しながら支援できるよう、関係機関・施設の職員や地域人材に対して、イベント等も活用しながら児童虐待・非行・いじめ防止等に関する意識啓発を促進します。

ゲーム機やスマートフォン等のコミュニケーションツールが日々進歩し、子ども・若者たちがSNSなどのインターネットを気軽に利用できることから、家庭・地域と連携した情報モラル教育を一層推進します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>児童虐待の早期発見・未然防止の推進</b> (子ども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	● 児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（189）などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる仕組みを構築します。

<b>SOSへの気づきの推進と 機関連携の充実</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童虐待対応ハンドブック等を活用し、SOSへの気づきの推進と関係機関の連携強化を図ります。</li> </ul>
<b>児童虐待・非行・いじめ防止 に関わる子どもや保護者等 の意識啓発の推進</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。</li> </ul>
<b>情報モラルに関わる啓発の 推進</b> <small>(教育委員会事務局：指導課・総合教育センター)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報モラルについて、保護者向けの啓発とともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう、情報活用能力を育成します。</li> </ul>

## 《基本的な考え方Ⅱ》

### 複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実

不登校や非行などに関する子ども・若者の問題は、虐待を受けていた生育歴や安定した家庭環境の不足、思春期の不安定な心と体の問題などを背景としていることが多く、特に、虐待による人格形成上の影響として、低い自己肯定感や高い攻撃性などを持つ傾向があると言われています。これらは課題を抱える子ども・若者の特性と共通する部分であり、非行対策や健全育成の推進のためにも、児童虐待の予防と早期発見とともに、ソーシャルワークや心理面での専門領域からの支援が必要となります。

困難を有する一人ひとりの子ども・若者やその家庭に対し、多様な専門職が協働し、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じた支援を行います。

また、これまでも児童相談所や各区役所、警察の少年相談・保護センター等がそれぞれに支援の充実を図ってきましたが、児童相談の専門機関である児童相談所と関係機関が連携する仕組みを充実します。

専門職による支援の充実と関係機関相互の連携強化のために、区役所組織や要保護児童対策地域協議会等の「専門的支援ネットワークの構築」と児童相談所等の専門機関による支援体制の強化による「専門的な児童支援の充実・強化」の2つを重点項目として掲げ、複雑困難な課題を持つ子ども・若者とその家庭への支援の充実に努め、被害・加害を発生させない取組を推進します。

## 施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

多職種の専門職が連携して情報共有及び組織的な対応の強化を図るなど、身近な地域の中で支援を必要とする子ども・若者とその家庭を早期に発見し、迅速にニーズに応じた支援を実施するよう、各区役所の地域みまもり支援センターにおける取組を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別支援会議の充実を図るために、スーパーバイザーを活用し、支援を充実します。

また、重症事例の早期発見等のための共通リスクアセスメントシートを活用し、医療機関における取組を進めるとともに、こうした取組が法的な仕組みの中で適切に実施できるよう要保護児童対策地域協議会の体制を強化します。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>地域みまもり支援センターにおける多職種協働の推進</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域みまもり支援センターの各専門職が連携し、専門的・総合的な支援を実施するための研修を充実します。</li> </ul>
<b>要保護児童対策地域協議会の体制強化</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。</li> </ul>
<b>地域の医療機関との連携強化</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。</li> </ul>

### 施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化

重篤な課題を有する子ども・若者とその家庭に対する高度な専門的支援を行う児童相談所について支援体制を強化するとともに、ICTを活用した情報管理と情報共有を通して、各区役所地域みまもり支援センターとの連携の強化を図ります。

また、育児に不安を抱える乳幼児期の保護者を中心とした育児支援やネグレクトを背景とした不登校、非行等への支援など、児童福祉施設のノウハウを活用した相談・支援を充実します。

さらに、学校において長期欠席傾向にある児童生徒への対応を強化するとともに、非行防止や犯罪被害防止に向けて、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関が連携し、実効的なネットワークの強化を図ります。

推進項目	平成33（2021）年度までの主な取組
<b>児童虐待への対応の強化</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。</li> </ul>
<b>学齢期の非行等の早期対応・未然防止の推進</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。</li> </ul>
<b>ICTによる情報ネットワークの推進</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターにおける情報管理と情報の共有について、ICTを活用したネットワークの仕組みを検討します。</li> </ul>

<p><b>民間児童福祉施設による相談・支援の充実</b>  <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。</li> </ul>
<p><b>長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化</b>  <small>(教育委員会事務局：指導課・総合教育センター)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区・教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携して課題解決に向けた取組を推進します。</li> </ul>
<p><b>健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組の推進</b>  <small>(教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。</li> </ul>
<p><b>非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けた関係機関の連携の強化</b>  <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所、教育委員会、警察、法務少年支援センターによる実効的なネットワークの強化を図ります。</li> </ul>